

濃度、音圧レベル及び振動加速度レベルの計量証明事業規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、計量法第110条の規定に基づき、〇〇株式会社〇〇事業所（以下「当事業所」という）が濃度（特定濃度を除く。以下同じ）、音圧レベル及び振動加速度レベルに係る計量証明の事業を公正かつ円滑に行うため必要な事項を定め、もって計量証明事業の適正化を図ることを目的とする。

(計量証明事業の対象となる分野)

第2条 計量証明となる分野は次のとおりとし、物質名等は別途細則で定める。

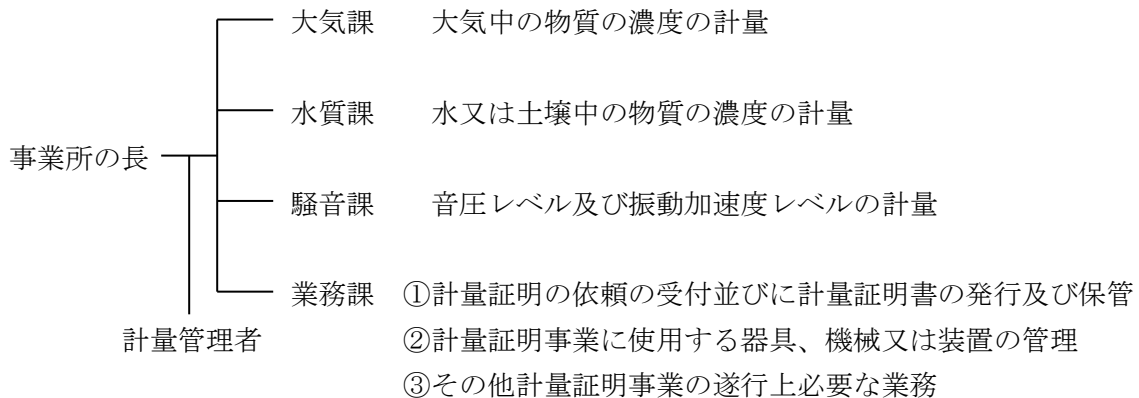
- (1) 大気中に含まれる物質の濃度（特定濃度の区分に係るものを除く）
- (2) 水又は土壌中に含まれる物質の濃度（特定濃度の区分に係るものを除く）
- (3) 音圧レベル
- (4) 振動加速度レベル

第2章 組織

(計量証明事業を実施する組織)

第3条 計量証明事業を実施する組織、計量管理者及び分掌は次のとおりとする。

(1) 組織



(2) 責任者は、事業所の長（注：役職名のみ記載）とし、計量証明の事業を統括する。

(3) 計量管理者

イ 計量管理者については、環境計量士（濃度及び騒音・振動）を取得した者が当たり、氏名については別途細則に定める。

ロ 計量管理者の職務

計量管理者は、当事業所の行う計量証明事業全般にわたり、計量証明事業に使用する特定計量器、その他器具、器械、装置、標準物質（以下「計量用設備」という）の保管、検査及び整備並びに計量方法の選定、計量方法の改善、計量方法の指導、計量結果の確認、その他適正な計量証明の実施を確保するため必要な措置を講ずること（以下「計量管理」と

いう)の責任と権限を有する。

(4) その他

組織、業務分担に関する事項は、別途詳細に定める。

第3章 計量証明用設備の保管、検査及び整備

(計量証明用設備)

第4条 計量証明用設備の名称、性能、及び数量は別紙のとおりとする。

2 計量証明用設備は次の基準に適合するものとする。

(1) 計量証明用設備であって、検定対象であるものについては、検定証印又は基準適合証印(以下「検定証印等」という)が付されているものとする。

(2) (1)に掲げるもの以外の計量証明用設備については、当該事業を的確に遂行するに足りるものとする。

3 別紙に掲げる計量証明設備については、別途細則に定める設備管理台帳を備えて管理するものとする。

(保管)

第5条 計量証明用設備は、その性能を保持するため、温度、湿度、振動、じんあい、光、その他の影響の少ない場所に保管するものとする。

(検査及び整備)

第6条 計量証明用設備は、その使用に支障がないように常に整備を行い、かつ定期的に検査を行うものとする。

2 計量証明に使用する濃度計は、計量法施行規則第3条の規定により目盛を調整して使用するものとし、その標準物質が計量法第143条に基づき認定を受けた者から供給されるものがある場合はこれを使用する。

第4章 計量証明の基準となる計量の方法

(計量の方法)

第7条 計量の基準となる計量の方法は、関係法令、日本工業規格等国の定める方法によるものとし、その方法を記載した文書を常に備えておくものとする。

2 前項に定めのないもの又は前項の方法で測定できないものにあつては、計量管理者があらかじめ定めた適正な方法によるものとし、その方法は細則に定めるものとする。

3 その他試料採取、計量の実施、試薬の管理等及び数値に関する事項は、別途細則に定める。

第5章 計量証明の事業の工程の一部を外部の者に行わせる場合の取扱い

(外注等)

第8条 計量証明の事業の工程において、当事業所が実施能力を有する工程であつて、かつ、当事業所の長が必要と認めた場合は、当該工程の一部を当事業所以外の者に行わせること(以下「外注」という)ができる。この場合における選定の基準は、別途細則に定める。

(外注等を行う工程の計量管理)

第9条 計量証明事業の工程の一部を外注等により行う場合、計量管理者は外注等を行わせる者の適格性について確認することとし、その選定方法、実施能力の確認方法及び確認体制については、別途細則に定める。

第6章 計量証明書の発行

(発行の方法)

第10条 計量証明は、計量証明書を発行することによって行うものとし、計量証明書には次の事項を記載し、計量管理者及び事業者が押印する。

- ・ 計量証明書である旨の表記
 - ・ 計量証明書の発行番号及び発行年月日
 - ・ 計量証明書を発行した計量証明業者の氏名又は名称及び住所
 - ・ 計量証明を行った事業所の所在地及び登録番号
 - ・ 当該計量証明書に係る計量管理を行った者の氏名
 - ・ 依頼者名
 - ・ 計量の対象
 - ・ 計量の方法
 - ・ 計量証明の結果
 - ・ 当事業所が計量証明の事業工程の一部を外部に行わせた場合にあっては次に掲げる事項
 - イ 当該工程の具体的内容
 - ロ 当該工程を実施した事業者の氏名又は名称及び事業所の所在地
 - ・ その他必要な事項
- 2 計量法第110条の2第1項の標章を付する場合は次のとおりとする。
- ・ 標章を付する場所は細則に別途定める
 - ・ 標章に関する取扱い事項は細則で定める
- ※事項の例 一部の証明書に標章を付さない場合はそれに関する規定等
- 3 その他計量証明書の発行に関することは、細則で定める。

第7章 計量の記録の保存

(計量の記録及び保存期間)

第11条 計量の結果はすべて記録しておくものとし、その保存期間は2年以上とする。

(計量証明書の保存)

第12条 計量証明書の発行に当たっては、写しをとるものとし、その保存期間は5年とする。

第8章 事業規程及び細則の改正

(事業規程及び細則の改正)

第13条 この規程及びこの規程に基づき定める細則は、適正な計量証明を実施するため常に見直すものとする。

2 この規程及び細則を改正したときは、速やかに当事業所の関係者に改正内容を周知徹底すると

ともに登録を受けた都道府県知事に届け出るものとする。なお、改正の手続き等は別途細則に定める。

第9章 社会的責任

(社会的責任の保持)

第14条 当事業所は、計量証明事業者としての社会的責任を自覚し、正確な計量を行い、その計量の結果のみに基づき適正な計量証明を実施する。計量証明事業の実施に際し、業務上知り得た秘密を他に漏らすことのないように努めるとともに、いやしくも虚偽の計量証明と誤認されるような行為は一切行わない。

2 当事業所は、第2条に掲げる分野に係る濃度、音圧レベル、振動加速度レベルの計量に関する技術の向上、関係法令の理解の増進等を図るため、環境計量証明事業者の団体が開催する各種の研修会及び共同実験等に積極的に参加するものとする。

3 当事業所は、別途細則で定める様式により事業を担当する技術者の経歴及び上記研修会等の参加記録を保存するものとする。

(その他)

第15条 その他、計量証明事業に関して必要な事項は、別途細則で定める。

(附則)

- | | | | | | |
|---|------|---|---|---|----|
| 1 | (元号) | 年 | 月 | 日 | 制定 |
| 2 | (元号) | 年 | 月 | 日 | 改正 |

別 紙

計量証明用設備一覧表

大気中の濃度関係

設備の名称	数量	設備の性能又は仕様
電子天びん	2	〇〇製〇〇—〇〇 目量 0.01mg ひょう量 200g
純水製造装置	1	〇〇製〇〇—〇〇 イオン交換—蒸留式
ドラフト	2	〇〇製〇〇—〇〇 スクラバー付
排水処理装置	1	〇〇製中和式排水処理装置
温度計	2	測定範囲 0~500℃ 1目盛 2.0℃
ガスメーター	1	〇〇製〇〇—〇〇 測定範囲 3~600L/hr
傾斜型マノメーター	1	〇〇製 300mL (2 から 10 倍可変型)
流速計	1	〇〇製 1.5m L型ピトー管
ガス吸引装置	1	〇〇製〇〇—〇〇 0.2~N m ³ /分
一酸化炭素濃度計	1	〇〇製〇〇—〇〇 赤外線吸収法 測定範囲 0~10、20、50ppm
二酸化硫黄濃度計	1	〇〇製〇〇—〇〇 溶液導電率法 測定範囲 0~50、100、250、500ppm
窒素酸化物濃度計	1	〇〇製〇〇—〇〇 化学発光法 測定範囲 0~0.05、0.1、0.5、5、10ppm
浮遊粒子状物質濃度計	1	〇〇製〇〇—〇〇 β線吸収法 測定範囲 0~10mg/m ³
オゾン分析計	1	〇〇製〇〇—〇〇 化学発光法 測定範囲 0~0.01、0.02、0.05、0.1、0.2 0.5、1.0ppm